

特定非営利活動法人大学職員サポートセンター 正会員規約

(趣旨)

特定非営利活動法人大学職員サポートセンターの正会員は、設立趣旨に基づき大学経営を支援し、大学職員の資質向上を支援する。さらに、大学職員の能力の活用を図るために、ボランティア精神に則り、有形・無形の協力を行うものとする。

(正会員規約の目的)

第1条 この正会員規約は、特定非営利活動法人大学職員サポートセンター（以下「当法人」という。）の定款の定めるところにより、当法人の正会員の入会、退会、除名並びに権利、義務に関して定める。

(正会員)

第2条 当法人の正会員は、特定非営利活動促進法上の社員とする。

- 2 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人のことをいい、当法人の活動を支援し、積極的に事業に参加、協力することができる。
- 3 正会員は、総会での議決権を有し、活動や事業に対して提案することができる。
- 4 正会員は、研修事業の講師の資格を有し、講座およびセミナーを担当することができる。
- 5 正会員は、講座およびセミナーの参加費用の割引を受けることができる。

(入会申込)

第3条 当法人に入会の申込をする個人は、当法人が別に定める入会申込書に必要な事項を記入し、理事長宛に申し込むものとする。

- 2 理事会は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会)

第4条 入会の時期は、所定の手続きが完了したときとする。

(年会費)

第5条 年会費は、事業年度（4月1日～3月31日）に基づいて、次のように定める。

- 2 年会費は、10,000円とする。

(資格の喪失)

第6条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第7条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第8条 既に納入した会費、その他の拠出金品は返還しない。

(情報の変更)

第9条 正会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに書面により、その旨を当法人に通知するものとする。

(総会の構成)

第10条 総会は正会員をもって構成する。

(総会での表決権等)

第11条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 正会員がやむを得ない事情により、総会に出席できない場合には、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとする。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(損害賠償)

第12条 正会員が本規約及び本規約に基づく諸規約に反し、又はそれに類する行為によって、当法人が損害を受けた場合には、当該正会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償

するものとする。

2 正会員の資格を喪失した場合にも、前項の規定に基づくものとする。

(正会員規約の変更及び追加)

第13条 当法人は、円滑な運営のために必要と判断する場合には、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

(付則) この規約は、平成19年3月20日から施行する。